



# 大船渡労基署ニュース

令和8年5月号

(令和8年4月末日発行)

## 新緑の候 大船渡労働基準監督署 署長 飯野 洋司



本年4月1日付で大船渡労働基準監督署に異動してまいりました。前任地は盛岡で、大船渡労働基準監督署での勤務は11年ぶりとなります。どうぞよろしくお願いたします。

さて、新年度がスタートしたところですが、令和8年度における当署の重点課題は、①長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、②中小企業等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策、③管内の労働災害防止等の発生状況等に応じた労働災害の防止としています。

労災保険については引き続き迅速・適正な処理を行っていきたいと考えております。

気仙地域で働く方々が、安全安心に働けるよう精一杯取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様よろしくお願いたします。

## STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」 今年も実施

気象庁によりますと、「夏の天候の見通し 東北地方（6月～8月）」として**平均気温が平年よりも高い**と予報されています。近年の東北地方の気温も平年差から2℃から3℃上回る状況が続いており、今年も昨年までと同様、暑さ対策が強く求められます。

昨年1年間の職場における熱中症による死傷者数の速報値は、前年の約1.4倍となる1,681人となり、統計を取り始めた2005年以降、最多となりました。

今年も、厚生労働省では、労働災害防止団体などとも連携し5月から9月まで「**STOP！熱中症 クールワークキャンペーン**」を実施します。

暑熱に関する要因の特定、WBGT値を把握（着衣状況に合わせた補正等も忘れずに）した上での熱中症リスクの見積り、リスク低減措置等、早めの検討をお願いします。

併せて、令和7年6月1日より改正労働安全衛生法が施行され、**職場における熱中症対策が強化**されました。新年度を迎えて新体制となった企業も多いかと思ひます。昨年度構築した報告体制やフローチャート等も併せて見直しをお願いします。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン リーフレット

職場での熱中症により毎年、一生間で約30人が亡くなり、約1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。

準備期間 4月 15日 まで

- 労働衛生管理体制の確立
- 暑さ指数 (WBGT) の把握の徹底
- 作業手帳・作業計画書の作成
- 危険対策の検討
- 休憩場所の確保の検討
- 暑熱の検討
- 教育研修の開催
- 緊急時の対応の事前確認

職場における熱中症防止のためのガイドライン

第1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法第33条に基づき、職場における熱中症防止のための労働衛生管理システムの構築、作業環境管理、作業管理、健康管理、労働安全衛生等の熱中症リスクに適切に対応して行うことが望ましい具体的な方法を一体的に示し、事業者がその標準・規範に即して適切に選択して取り扱うよう取組むことにより、職場における熱中症による労働災害の発生を防止することを目的とする。事業者、作業従事者（労働安全衛生法及び労働基準法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第37号。以下「労働法」という。）第19条第1項に規定する者。以下「労働者」という。）、注文主、作業従事者等労働者、労働者となる場所で就業する労働者以外の作業従事者（以下「労働者となる場所で就業する個人事業者等」という。）においても、本ガイドラインを参考に熱中症防止対策を検討・実施することが望ましい。

第2 適用

本ガイドラインは、熱中症のおそれのある全ての作業を対象とする。

第3 実施事項

事業者は、第2に基づき、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3に掲げる措置から選択して実施することが求められる。なお、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「労働規則」という。）に定められた措置は、実施しなければならないこと。

作業従事者についても、自らの作業環境における熱中症によるリスクの有無などについて、自らで危険予知を行い、可能な範囲でリスクの低減に努めることが求められる。

なお、労働者となる場所で就業する個人事業者等については、自らの熱中症の発生を予防するために、各種対策を活用しつつ、事業者と同様の対応を行うことが望ましいこと。

職場における熱中症対策の強化について リーフレット

令和7年6月1日に改正労働安全衛生法が施行されます

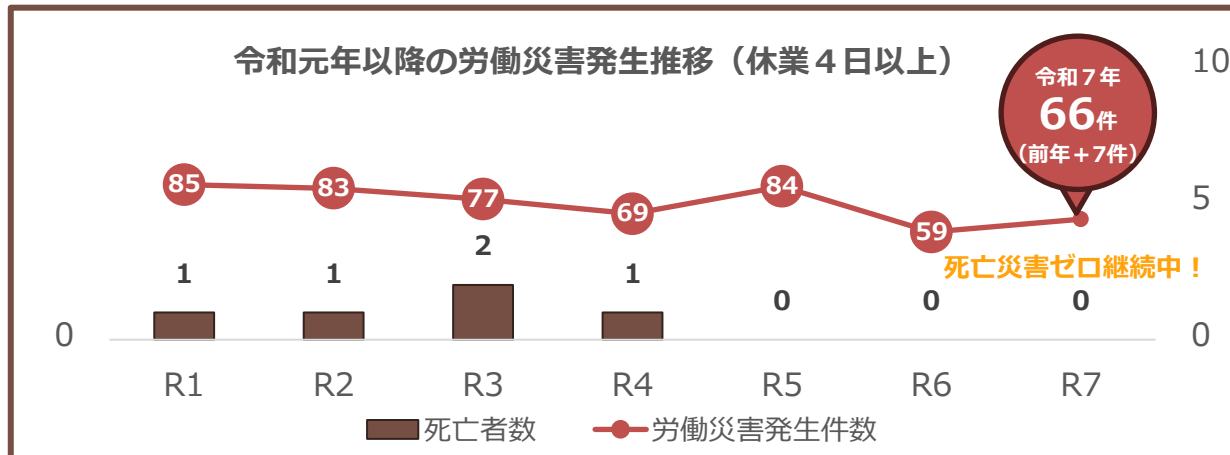
職場における熱中症対策の強化について

左記資料が掲載されたサイトHPはこちら！

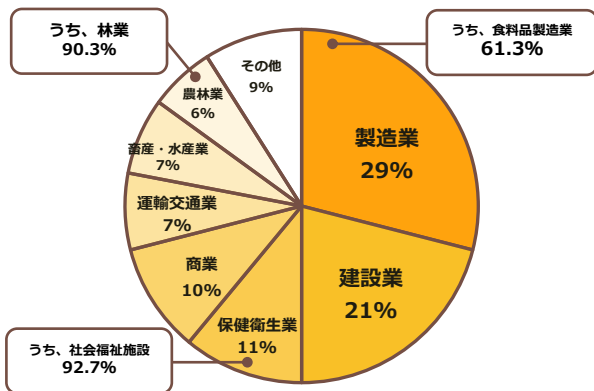


# 大船渡署管内の労働災害発生状況（令和7年確定値を踏まえて）

令和7年における大船渡署管内の労働災害発生状況が確定しと大船渡署管内では**66件（死亡災害0件）**となりました。**前年に比べ7件の増加**となります。  
 なお、死亡災害は3年連続0件となっています。

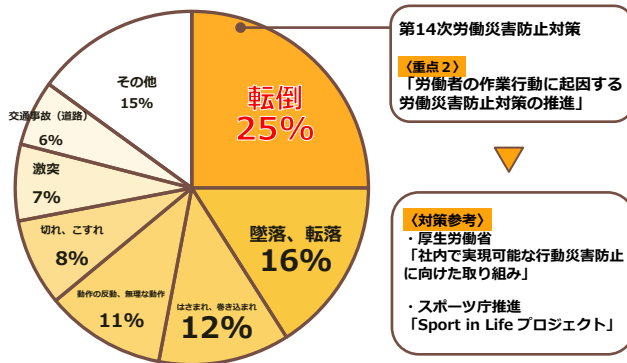


## 業種別発生状況（R1～R7）



業種別では、過去7年間の統計より**製造、建設、保健衛生**が上位を占めています。  
 令和7年単年で見ると、製造、建設、畜産水産業が上位を占めますが、対前年同期との増減を見ると、農林業や畜産・水産業（どちらも前年同期比+300%）が上位を占める結果となりました。

## 事故の型別発生状況（R1～R7）



事故の型別では、過去7年間の統計より**転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ**が上位を占めています。  
 特に転倒災害は令和7年単年で見ても25.8%と毎年一定数の占める状況となっています。転倒災害防止には「事業場等の作業環境」と、「労働者自身の身体状態」の両面から検討が重要です。

## 年代×経験年数（R7）

年代	経験年数				合計
	5年未満	5年以上15年未満	15年以上25年未満	25年以上	
10代から20代	1				1
割合 (%)	100.0				100.0
30代	3	6	1		10
割合 (%)	30.0	60.0	10.0		100.0
40代	5	3	2	1	11
割合 (%)	45.5	27.3	18.2	9.0	100.0
50代	5	6	3	5	19
割合 (%)	26.3	31.6	15.8	26.3	100.0
60代	5	9	3	5	22
割合 (%)	22.7	40.9	13.6	22.7	100.0
70代以上	1	1			3
割合 (%)	33.3	33.3		33.3	100

年代と経験年数を集計したところ、年代にかかわらず**経験年数が短期間であると労働災害が発生しやすい**傾向が見られます。また年代に特化すると**60代の件数が最も多くな**っています。岩手県は70歳まで就労可能とする企業の割合が全国3位（45.0%）であり、全国平均（34.8%）を10ポイント以上上回っています。中高年層の労働者がさらに活躍する職場を創造する上で、「中高年層の労働災害をいかに防止するか」といった観点も大切になります。

社内で実現可能な行動災害防止に向けた取り組み

今、増えている転倒・墜落  
 社内で実施可能な行動災害防止に向けた取り組み

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課